

規 程

最終改正 2019年10月15日(理事会にて決定)

(目的)

第 1 条 この規程は、細則第 29 条 2 項によりこれを定める。

(顧問の依頼)

第 2 条 本会は会の円滑な運営と事故防止のために、必要に応じ弁護士・司法書士・会計士又は税理士等に相談料として報酬を支払い諸事問題の解決を依頼することができる。尚、必要に応じては、理事会承認の基に、専属顧問とすることもできる。この時、顧問料等に付いては、理事会の承認を得るものとする。

(職務経費等)

第 3 条 理事会・委員会等が業務を執行するための必要な経費は、次により支給する。

- (1) 請求により実費を支給する。
- (2) 出張・研修会等及びその他の特別な予算外の費用については、理事会に於いて協議し決定された額を支給する。
但し、緊急を要する費用については、正・副会長で協議し支給することができる。この時、後日、会長は理事会に報告をしなければならない。

2 当該事務所でコピー等をした場合の請求できる費用は、次のとおりとする。

(1) コピー代

- | | | |
|-----------------|-----|------|
| * B5～A3 (白黒・赤黒) | 1 枚 | 10 円 |
| * その他 (カラーコピー等) | 1 枚 | 20 円 |

上記には普通紙の紙代を含むものとするが、普通紙以外の特殊紙を使用した場合その紙代を適宜請求することができる。

(立替費用・直接扱い費用)

第 4 条 会員が、業務執行に伴い立て替えた費用は、会計の指定する日に纏めて精算する。

この時、精算しようとする者は、領収書と使途説明書きを、会計に提出する。

但し、費用が高額の場合、或いは、立て替えて置く事に不都合な場合は、その都度、精算ができるものとする。

2 業務執行に伴い、収入または支出金を直接取り扱う場合、担当委員はその都度会計と明細書を交換し、業務終了後の残金は、会計に返納しなければならない。

(備品管理)

第 5 条 本会の備品は、これを常時使用する各委員会等が、担当者を定め管理の責任を負う。

2 備品を他の委員会へ移管する場合は、会計に通知しなければならない。

3 会計は、備品台帳を備え、各委員会の備品の所在及びその管理担当者の氏名を常に明らかにしていなければならない。

(引継書類・資料、及び、その他物品等の整理)

第 6 条 不要と思われる書類・資料・物品等は、理事会の承認のもとに、絶えず整理し破棄する事ができる。

(慶弔慰金)

第 7 条 本会は、会員に対し、次に定める慶弔慰金等を贈る。

この時、会長・副会長又は理事、或いは会長の命を受けた委員の何れかが、必要な任にあたる。

- | | |
|--------------------------------------|---------------|
| (1) 正会員が結婚した時 | 金 10,000 円と祝電 |
| (2) 正会員が死亡した時 | 金 30,000 円と生花 |
| (3) 正会員が重症病の場合 (入院 1 ヶ月以上) | 金 10,000 円 |
| (4) 配偶者が死亡した場合 | 金 10,000 円と生花 |
| (5) 配偶者が重症病の場合 (入院 1 ヶ月以上) | 金 10,000 円 |
| (6) 同居の親及び子が死亡した場合 | 金 10,000 円と生花 |
| (7) 別居の親及び子が死亡した場合で、
正会員が喪主を勤める場合 | 金 10,000 円と生花 |
- (上記生花は、状況により花輪又は弔電とすることができる)

- 2 以上の他、特別会員・準会員・賛助会員・その他については、会長・副会長で前各号に準ずるものと認めた場合、当該各項に準ずる範囲内で慶弔金品を贈ることができる。

(各会の開催に関して)

第 8 条 各委員会等は、その会の構成員にて協議し、できる限り定期的に開催することを原則とする。

尚、開催の回数等の計画の概要に付いては、理事会に報告をする。

- 2 各会の開催にあたり、次の各号の範囲で、社会一般的な常識範囲の食事等を支給する事ができる。

- (1) 各会議が 次の条件を満たす場合。

条件：原則として、昼食時間帯(12:00～13:00)又は夕食時間帯(18:00～19:00)をはさんで会議が 2 時間以上行われる場合。

- (2) 各会議時に、お茶やコーヒー等を支給できる。

第 9 条 削除

(他協会・他団体等との交流等)

第 10 条 他団体等との交流または他団体等に所属する時の費用等は、一時的な軽微な費用に付いては、会長・副会長で協議し定め、高額な費用と判断された場合、或いは継続的な費用等に属すると判断された場合に付いては理事会にて協議し定める。

尚、高額な費用の判断や、継続的な費用の判断区分は、会長・副会長に委ねる。

(補則)

第 11 条 この規程は、理事会で承認された時から施行する。

尚、承認後 1 ヶ月以内に正会員に報告をする。

- 2 この規程は、理事会のみで変更及び追加並びに改廃する事が出来る。